

## 生活諸規定

鳴海高校の生徒として、制服の着方などの身だしなみは学校外でどのように自分たちが見られているか意識して整えること。一人一人の行動、服装、見た目が鳴海高校全体の印象へつながります。

### 1 制服、身だしなみ

#### (1) 新制服

入学のしおり（R5年度）の通り。

#### (2) 旧制服

##### ①詰襟学生服

###### ア 冬服

標準的な黒色詰襟学生服（左襟に校章バッジ）と同色のズボン。  
指定の長袖カッターシャツ。

###### イ 夏服

指定のカッターシャツと学生ズボン。

##### ②ブレザー

###### ア 冬服

指定のブレザー（左襟に校章バッジ）と同色のヒダスカート。（スカートの裾は膝程度とする。）ベスト、ネクタイ。  
指定の長袖ブラウス。

###### イ 中間服

冬服のブレザーを脱いだ型。ブラウスは長袖・半袖いずれでも可。

###### ウ 夏服

指定のブラウス、スカート。ベストの着用は自由。

#### (3) 頭髪等

パーマ、カール、脱色、染色、付け毛等の加工はしない。

#### (4) 履物

運動靴か短革靴

#### (5) スリッパ・体育服

本校指定のスリッパ。本校指定の体育服・体育館シューズ。

#### (6) 靴下・ストッキング

ニーハイソックス、ルーズソックスは着用しない。

#### (7) 防寒具

華美でない無地のもの。

###### ア 制服の上から着用

ダウンジャケットやコートが相応しい。

###### イ 制服の中に着用

セーターやカーディガンが相応しい。

\*制服のシルエットが崩れるものは中に着用しない。ブレザーの中にパーカーを着用してフードを出したり、スカートの中にジャージを穿いたりなど。

#### (8) その他

化粧、ピアス、カラーコンタクト、指輪、腕輪、ネックレス等はしない。

### 2 出欠

(1) 欠席、遅刻は保護者よりきずなネットを利用して8時30分まで、もしくは電話で8時から8時25分までに連絡してもらう。

(2) 早退、外出は職員室にて許可届を記入する。

(3) 遅刻は「入室カード」に必要事項を記入して職員室で許可を得てから教室へ入る。

### 3 考査

(1) 持ち物はすべて廊下へ出し、机の中は空にして臨む。

(2) 携帯電話等は電源を切り、鞆の中にしまっておく。

(3) 疑わしい行為や、不正行為は絶対にしない。

(4) 解答返却時の答案の改ざんは不正行為である。

### 4 生活

飲酒、喫煙（電子タバコも含む）など未成年に禁じられている行為や窃盗、万引きなど法律に反する行為は特別指導（謹慎を含む）とする。

その他不正行為、怠学、いじめ、暴言、暴力、器物破損、無断アルバイト、情報モラルに反すること、無断免許取得及び運転、SNSでの誹謗中傷、不正アクセス、サイバー犯罪なども上記指導対象になる。

### 5 自転車通学

自転車で通学する場合、「自転車通学許可願」を担任へ提出し、生徒指導担当よりステッカーを受け取り自転車後輪泥除け部分に張り付ける。（ステッカー代100円）

(1) 安全運転を心がけ、交通ルールを守る。

(2) 保険へ必ず加入する。

(3) ヘルメットを着用する。（名古屋市条例より努力義務化）

### 6 アルバイト

アルバイトは原則禁止。家庭の事情等やむを得ない場合、担任へ申し出て許可を受ける。（出席状況や成績等により認められない場合がある。）

### 7 旅行届

学割が必要な場合、旅行届と学割申請書を合わせて担任へ提出する。

\*学割は保護者同伴でない生徒だけの旅行では発行されない。（受験等は除く）

## 8 掲示物

- (1) 掲示物及び配布物はすべて事前に生徒指導部の検印を受ける。
- (2) 掲示物は指定の掲示板へ整然と貼り、窓や壁には掲示しない。
- (3) 運動部や天翔祭に関する掲示物や配布物は生徒会執行部へ届ける。
- (4) 校内または生徒間でチケット等の販売や団体への勧誘をみだりに行わない。

## 9 校則改定の手続き

- (1) 生徒会役員は、生徒議会を通じて生徒の意見を集約し、校則の改定を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は校則の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者等学校関係者からの意見を聴取するとともに、運営委員会等でその内容について議論するものとする。
- (3) 校長は、運営委員会等での議論を踏まえ、校則の改定について決定するものとする。
- (4) 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者等学校関係者に説明するものとする。

## 10 時間外部活動について

- (1) 部活動運営委員会に登録されている部のみ活動することができる。
- (2) 下校時間は年間を通して平日は18時40分とする。  
\* 16時55分以降は顧問が対応できる場合のみ活動可能。  
早朝練習については、顧問が必要と認めた場合、顧問が必ず付き添うことを条件に実施できる。活動時間は7時45分から8時20分。

## 11 許可願届の種類について

- (1) アルバイト許可願
- (2) 旅行届、学生割引証交付願
- (3) 早退・外出許可願
- (4) 自転車通学許可願
- (5) 交通事故届
- (6) 被害届
- (7) 盗難・紛失届
- (8) 施設設備破損届
- (9) その他（掲示物許可願、異装許可願等）